

**第23回日韓スポーツ交流・成人交歓交流（受入）
宿泊及び輸送関係業務委託企画提案書作成要領**

1 開催事業

第23回日韓スポーツ交流・成人交歓交流（受入）宿泊及び輸送関係業務委託事業

2 主催

公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人岐阜県体育協会、各種目中央競技団体

3 開催主旨

- (1) 韓国選手団及び関係者の宿泊及び輸送を確保し、両国が本交流を通じて親善と友好を一層深めることができるよう、サービスを提供する。
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会が公益財団法人岐阜県体育協会（以下「本会」という）の協力を得て実施し、その経費も負担することを原則とする。

4 開催期間

2019年9月19日（木）～9月25日（水）

5 競技会場

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ①サッカー（男子）：岐阜市 | ②テニス（男女）：岐阜市 |
| ③バレーボール（女子）：高山市 | ④バスケットボール（男子）：岐阜市 |
| ⑤自転車競技（男女）：大垣市 | ⑥ソフトテニス（男女）：瑞浪市、土岐市 |
| ⑦軟式野球（男子）：岐阜市 | ⑧バドミントン（男女）：各務原市 |
| ⑨ボウリング（男女）：多治見市 | |

6 委託業務内容

(1) 宿泊業務

① 宿泊施設の選定及び確保

ア 宿泊施設は、旅館等（旅館業法の許可を受けた営業を行うホテル、旅館及び簡易宿泊所をいう。）を利用するものとする。

イ 衛生上支障があると認められた場合は使用せず、宿泊環境を十分考慮すること。

ウ インターネット環境が完備されていること。

エ 食事等の衛生管理には万全を期すこと。

② 宿泊料金の適用期間

大会開催初日から大会終了日までとする。

③ 宿泊施設の利用時間

宿泊とは、原則入宿日の15時以降、出発日の10時までの客室の使用とする。

④ 配宿・配室

韓国団長の部屋は他の本部役員よりも高いグレードの部屋を用意すること。

本部役員は、ダブル（又はツイン）のシングルユースを用意すること。

韓国選手団は、ツインで競技別・男女別にする。

※部屋割りは韓国選手団及び関係者名簿を送付次第すみやかに決定し、本会に報告するものとする。

⑤ 宿泊変更・取消等

別紙1（宿泊等の取消し・変更等の基準）により本会と被選定事業所とで別途協議する。

⑥ 昼食弁当

本会が指定する競技会場へ昼食弁当の配達及び回収を遅延なく行うものとする。

※最終の個数は、2019年8月下旬頃に確定。

(2) 輸送業務

宿泊者の交通手段は原則バス輸送とし、次のとおり実施するものとする。

① 本会が指定した日時に確実・安定的に配車し、安全かつ確実な輸送を確保すること。

② 輸送中の事故等は、被選定事業所が責任もって対応すること。

(3) 企画業務

① 文化探訪に関すること

- ・競技別観光コースの提案
- ・全体観光コースの提案

② 夕食会に関すること

- ・歓迎レセプションの準備、料理提供、アトラクション団体の提案
- ・歓送夕食会の準備、料理提供
- ・競技別歓迎夕食会場の選定（競技団体と調整）及び横断幕の準備

(4) その他

① 通訳の手配（帯同通訳、競技会場通訳、臨時通訳）

② 本部室、荷物室、控室等の手配

③ 飲料水（水、スポーツドリンク）の手配

④ 競技別プラカード、スケジュール表の作成

⑤ その他本交流に必要と認められる業務

※なお、上記（1）～（4）において業務上のトラブル等が生じた場合は、本会と協議のうえ被選定事業所が調停・斡旋を行うものとする。

7 企画提案書記載事項

提案書には、上記6の項目に加えて、下記事項を記載すること。

①交流企画コンセプト

②業務進行スケジュール(案)

③組織体制：総括責任者・主任担当者(役職・氏名・資格・過去の主な実績)

本事業対応組織体制図

④危機管理体制：※緊急時の対応方法（危機管理マニュアル、天災、事故、負傷、食中毒等への対応、指定医療機関の一覧（計画）等）

⑤個人情報保護の取扱い：社内体制、規程、認証等

8 留意事項

本会及び被選定事業所は、下記事項を留意すること。

- (1) 宿舎内の避難経路の確認
- (2) 貴重品の管理
- (3) 車両（特に大型車両）駐車の宿舎・競技会場・空港・観光施設との事前協議
- (4) 昼食弁当の指定場所での受取時間の厳守
- (5) 宿泊者が利用する荷物置場及び更衣等の利用に伴う連絡調整
- (6) 指定された宿泊施設の変更の禁止
- (7) 宿泊施設を任意に変更したことによるトラブル及び損失の責任負担

※本要領に明記されていない事項であっても委託業務の遂行上必要なことは、本会と被選定事業所で協議するものとする。

(別紙1)

宿泊等の取消し・変更等の基準 (案)

1 宿泊の取消し・変更

申し込み後の宿舍取消し・変更があるときは、宿泊日より起算して2営業日前までに被選定事業所に連絡するものとする

2 欠食控除

区 分	申 出 期 限	控 除 料 金
朝食	前日の午後6時まで	1人1回 〇〇〇円
夕食	当日の午前9時まで	1人1回 〇〇〇円

3 入宿前に宿泊を取り消す場合

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料
宿泊予定日の2日前まで	徴収しない
宿泊予定日の前日	1人1泊 〇〇〇円
宿泊予定日当日	1人1泊 〇〇〇円

4 入宿後、宿泊を取り消す場合

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料
宿泊当日の正午まで	宿泊料金の〇〇%
宿泊当日の午後3時まで	宿泊料金の〇〇%
宿泊当日の午後5時まで	宿泊料金の〇〇%
宿泊当日の午後5時以降	宿泊料金の〇〇%

5 昼食弁当の変更・取消

利用日の前日の〇〇時までに被選定事業所に連絡する。